R02-32　改訂５版　新・農地の法律早わかり！　改訂概要

一般社団法人全国農業会議所出版部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 章立て | 項　　目 | 改訂概要 |
| Ⅰ　　　 3  4 | 農地法  農地以外に転用する場合、転用のために権利を取得する場合の許可  賃借人の保護など農地の賃貸借関係に関する制度 | ・一般基準に「地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に悪影響を与えないこと」を追加  ・農作物栽培高度化施設の設置が農地転用に該当しない旨を追加  （新規）  ・「対抗力の付与」「法定更新」「解約等の制限」の簡単な解説を追加 |
| Ⅱ  1  2  3 | 農業経営基盤強化促進法  基盤強化法の仕組み  利用権設定等促進事業―農用地利用集積計画の手順―  所有者不明農地（相続未登記農地）の利活用のための制度 | ・「農用地利用集積円滑化事業」を削除、「共有者不明農用地等に係る同意手続きの特例」「特例農用地利用規程」を追加  ・関係権利者の同意について「共有者不明農用地等に係る同意手続きの特例」を追加  （新規）  ・共有者の２分の１を超える同意が得られない場合でも一定の手続きを経れば農地中間管理機構に利用権設定が可能である旨をフロー図で解説（基盤強化法による場合、農地法による場合） |
| Ⅲ  3  4 | 農地中間管理事業の推進に関する法律  農地中間管理機構から農地を借りる場合  農地中間管理機構が農用地利用配分計画によらずに農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を行う場合－農用地利用集積計画一括方式－ | ・「利害関係人の意見聴取」を追加  （新規）  ・農地中間管理機構が行う同方式をフロー図で解説 |
| Ⅳ  2 | 農業振興地域の整備に関する法律  農用地区域内における農振法に基づく開発行為の許可 | ・許可不要の場合に「農地法43条に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為」「中間管理法18条7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定める利用目的に供するために行う行為」を追加 |
| Ⅴ  1  4 | 市民農園の開設  市民農園の開設の形態  都市農地貸借円滑化法の仕組みと開設手順 | ・「都市農地貸借円滑化法によるもの」を追加  （新　規）  ・フロー図を掲載し、同法のメリットを解説 |
| Ⅵ  6 | 用語の定義  農地所有適格法人 | ・役員要件の緩和（認定農業者である農地所有適格法人の理事等は出資先の農地所有適格法人が認定を受けた経営改善計画に基づき出資先の役員を年間30日以上の農業従事で兼務可能である旨）を追加  ・「農業委員会が相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお当該所有者を確知できないとき、所有者に通知の必要がない」旨を追加 |

※）上記の他にも統計データの更新、条ずれの修正、内容・表記等の見直しを行っています。